



銀年情報(第1号)



本年10月に開業いたしました、銀座社会保険労務士法人では、高い年金受給や企業の健全な経営を支援することを経営理念とし、毎月、定期的に情報発信することになっています（無料）。

第1号は、改正された老齢年金の受給資格についてです。

老齢年金の受給資格

1 老齢年金の受給資格期間短縮

年金の中心は、何と言っても老後の年金である「老齢基礎年金」（国民年金）と「老齢厚生年金」（厚生年金保険）です。

これを受給するための受給要件は、25年（300月）であったところ、改正されて10年（120月）となり本年8月1日より施行されました。

ごく簡単にいうと、保険料納付済月数又は保険料免除月数が120月以上あれば、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給資格があることになりましたから、300月に足りず無年金者であったとしても、8月から受給権が発生します。

国民年金制度が施行された昭和36年4月から、25年の要件は変わることがなかったのですから、年金制度上の大転換です。

2 老齢年金の受給要件

保険料納付済月数とは、厚生年金保険の加入月数、国民年金の加入者として保険料を納付いただいた月数、第3号被保険者の月数です。保険料免除月数とは、国民年金の保険料を免除された月数などです。

120月には、いわゆるカラ期間（法的には合算対象期間と呼びます）も含めて、前記月数に達すると受給資格があります。

カラ期間の例をご紹介しますと、国民年金が施行されてから昭和61年3月までは、厚生年金保険に加入している者の配偶者（20歳以上60歳未満）は、国民年金に任意加入とされていました。したがって、この期間は、加入されていなくとも、義務不履行期間ではないことから、120月に数えることになっています。

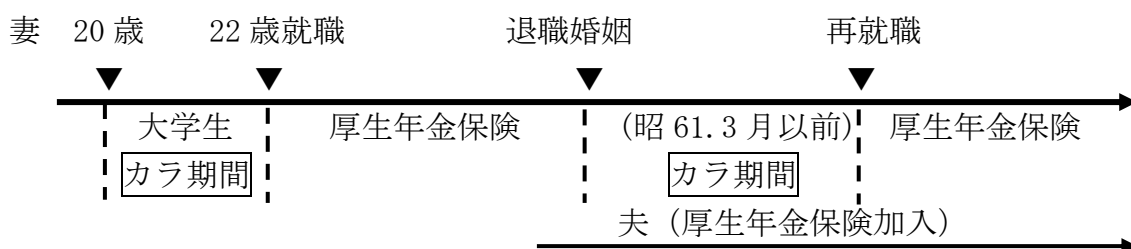
同じように20歳以降の学生（夜間を除く）の期間も平成3年3月までは任意加入となっていたことから、120月に数えます。

3 カラ期間の存在意義

何故、カラ期間があるかについて解説しておきましょう。年金制度に加入し保険料を納付することは義務となっており、それを履行いただかないと受給資格

が発生しない仕組みです。逆にいうと、義務の不履行期間（未納・未加入期間）がなければ受給資格が発生しなくてはいけない道理で、保険料を納付いただいていないけれど、それは、当時の制度上、義務ではなかった期間を受給資格期間として加えるのです。加えたけれど、保険料を納付いただいているのではなく、年金額の計算には影響しないことから、カラ期間と称されます。

カラ期間は、ご相談いただいて判明することですから、実際には、カラ期間を計算すると8月より前から300月に達していたという方もあります。



4 大事なこと

受給資格と年金額とは別であり、年金額は、「保険料納付済月数と保険料免除月数」によって計算されます。20歳から60歳まで40年の加入期間があり、保険料納付済月数が480月あると満額の老齢基礎年金になります。これに足りないときはその月数分減額されてしまいます。

このように納付した分、保険料免除を受けた分しか年金額に反映しませんから、それが120月では年金額がわずか。あっても低い年金額では悲しい老後が待っています。480月を目指し、若いときから高い年金受給に備えましょう。そのことが、今回の改正によって一層鮮明になったといえます。

高い年金受給のための方策、年金（老齢・障害・遺族）相談、社会保険労働保険手続きも承っております。是非ともご利用ください。

ご意見・ご質問があればお寄せください。また、本情報が不要であるときは、お手数ですが、電話・FAX・メールによりお知らせください。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567
FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp